

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容		火薬類の消費許可の取消し	
根拠法令 及び条項		火薬類取締法第 2 5 条第 3 項	
処分基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 処分基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 （譲渡又は譲受けの許可）		
	第十七条 3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。		
処分基準 設定年月日	令和 6 年 3 月 2 1 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防本部 予防課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。